

令和3年度

株式会社 神戸フェリーセンター

事業概要

港湾局

目 次

I	会社の設立趣旨	1
II	会社の概要	2
III	会社の機構・社員数	
1	機 構	3
2	社 員 数	4
3	役 員	4
IV	株式会社 神戸フェリーセンター 定款	5
V	令和2年度事業報告	
1	事業の概要	9
2	損益計算書	11
3	貸借対照表	12
4	損益明細書	13
VI	令和3年度事業計画	
1	事業計画の概要	14
2	経営改善の取組状況	15
3	予定損益計算書	17
4	予定貸借対照表	18
5	予定損益明細書	19
VII	主要事業の推移（平成30～令和2年度）	20
	（参考）財務状況推移	21

I 会社の設立趣旨

昭和40年代当初の内航海運において、経済発展に伴い輸送量が増大し、積載効率の向上や利用者側の要請を受けて、大型カーフェリーが続々と出現することとなった。

その後、これらのカーフェリーの受け入れ施設設置にあたり、機能の強化、駐車場の大型化及び海陸交通の最も効率的に結合する施設の要請が高まってきた。

この要請に応えるため、東神戸フェリーターミナルにおける各フェリー会社の船舶運航（埠頭使用・離着岸・乗船券発売等）について、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客貨物の安全輸送に資するとともに、フェリー輸送だけでなく経済全体の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月、東神戸フェリーターミナル内に株式会社神戸フェリーセンターが設立された。

設立以降、各フェリー会社の船舶運航の陸上作業を主体とする業務の一元的運営により、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客の安全輸送に努めてきたが、景気の低迷、原油の高騰、高速道路料金の大幅な見直し等により、フェリー事業は厳しい局面に置かれてきた。

しかし、フェリーはCO₂排出を抑制できる輸送手段として、また災害時の陸路に代わる輸送手段として優れた特性をもっていることから、近年、海の公共交通手段及び人流・物流ネットワークとして、その重要性が高まっている。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から人的移動が大きく制御・制限され、当面厳しい状況が続くことが予想されるが、この困難な状況を乗り越えるべく船社や関係機関と一体となり、活性化に取り組んでいく。

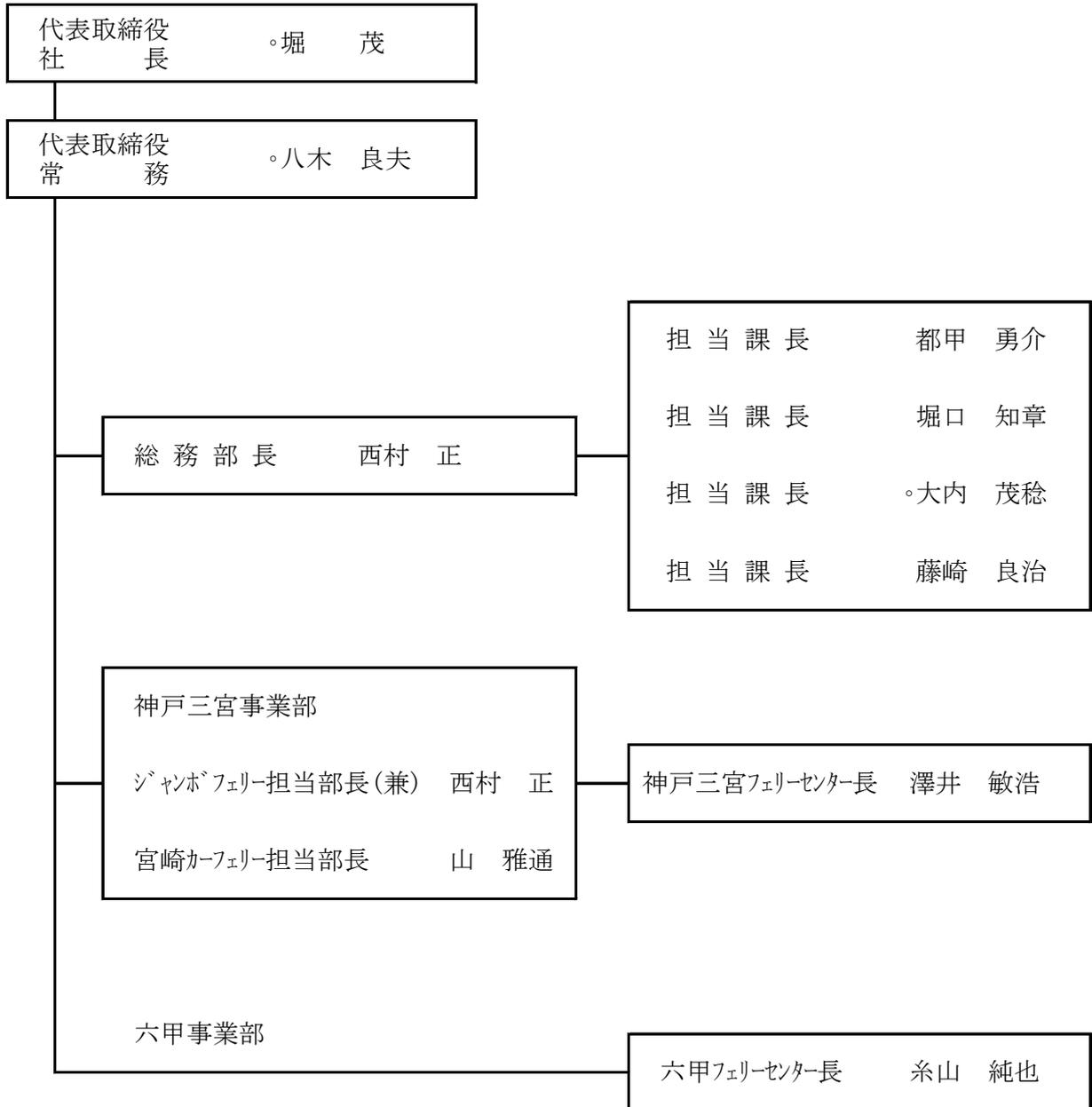
II 会社の概要

1. 商号 株式会社 神戸フェリーセンター
2. 所在地 神戸市中央区新港町3番7号
3. 設立 昭和44年8月29日
4. 資本金 授權資本金 200,000 千円
払込資本金 50,000 千円
主な株主
神戸市 18,000 千円
(株)OMこうべ 17,500 千円

III 会社の機構・社員数

(令和3年7月1日現在)

1 機構



。印は本市を退職した職員を示す。

2 社員数

(令和3年7月1日現在)

	部長	課長	係長	係員	合計
総務部	1	4		1	6
総務課		2		1	3
管理課		2			2
神戸三宮事業部	1	1	7	12	21
神戸三宮フェリーセンター		1	7	12	20
六甲事業部			1	4	5
六甲フェリーセンター			1	4	5
計	2	5	8	17	32

(注) 兼務職員については、所属課で計上し、兼務課では計上しない。

社員数については、嘱託職員を含む。

3 役員

(令和3年7月1日現在)

役員の種類	氏名	現職名
代表取締役 社長	◦堀 茂	
代表取締役 常務	◦八木 良夫	
取締役	・長谷川 憲孝	神戸市港湾局長
同上	◦佐藤 一郎	神戸地下街株式会社 代表取締役社長
同上	◦岩橋 哲哉	株式会社OMこうべ 代表取締役社長
監査役	福元 隆久	弁護士
同上	◦東野 展也	神戸航空貨物ターミナル株式会社 代表取締役社長

◦印は本市を退職した職員を示す。

・印は本市派遣職員を示す。

IV 株式会社 神戸フェリーセンター

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社神戸フェリーセンターと称する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車航送船事業者，旅客，車両並びに貨物への役務の提供
- (2) 自動車航送船埠頭の管理運営
- (3) 駐車場の管理運営
- (4) 一般日用品雑貨，煙草，酒類，飲食物，雑誌，新聞，医薬品，郵便切手及び観光用土産品の販売並びに自動販売機の管理・運営
- (5) 飲食店業
- (6) 不動産の賃貸，管理
- (7) 高速道路及び有料道路における料金徴収業務
- (8) 一般道路，高速道路及び建造物等の清掃並びに維持管理業務
- (9) 交通誘導，常駐，巡回，保安警備，輸送警備，機械警備及び臨時警備の請負業
- (10) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券，10株券，100株券，1,000株券の4種類とする。

(株式譲渡の制限規定及び株式取扱規則)

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2 株式の名義書換，質権に関する登録，信託法による信託財産の表示又はその抹消，株券の再交付に関する手続き並びにその手数料，その他株式事務取扱については，取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主等の氏名、住所及び印鑑の届出)

第9条 株主及び登録された質権者またはその法定代理人は，当会社の定める書式によりその氏名及び住所を届出なければならない。これを変更した時も又同様である。

(基準日)

第10条 当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは，取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は，毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し，臨時株主総会は必要のつど招集する。

(総会の議長)

第12条 株主総会の議長は代表取締役が当たり，代表取締役に事故あるときは，あらかじめ取締役会で定めた順位により，他の取締役が代わる。

(総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は，法令または定款に別段の定めのある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は，他の者を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 代理人は，本人の当会社に届出ある印鑑を押捺によって議決権を行使するときは代理権限を証する書面を当会社に提出することを要する。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事については，法務省令で定めるところにより，その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し，議長及び出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。

第4章 取締役、監査役、及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(監査役を設置)

第17条 当社は監査役を置く。

(役員の数)

第18条 当社に取締役は3名以上、監査役2名以内とする。

(役員を選任)

第19条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(役員任期)

第20条 取締役の任期は選任後2年内、監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により選任した取締役及び監査役の任期は前任者の残任期間とし、増員によって選任した取締役の任期は他の取締役の残任期間とする。

(役員補欠)

第21条 取締役又は監査役中に欠員ができたときは、法定の員数を欠かず且つ業務に差支えない限り、その補欠選任を行わないものとする事ができる。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第22条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役社長1名を選定する。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

3 取締役会の決議をもって、取締役社長のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は特に法令又は定款の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

2 取締役会は社長がこれを招集し、その通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会に関する事項は取締役会規定で別に定める。

(取締役会の決議の省略等)

第24条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき取締役（当該事項について議決権を行使できるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印を行う。

（役員報酬）

第26条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は株主総会で定める。

（取締役、監査役の責任免除）

第27条 当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者も含む）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（取締役、監査役との責任限定契約）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条の最低責任限度額とする。

第5章 計 算

（事業年度）

第29条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は、記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第1条 本定款に定めなき事項は総て会社法の規定に従う。

V 令和2年度事業報告

1 事業の概要

令和2年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業活動や個人消費が大きく収縮し、景気は急速な減退局面となった。当社の業績も多大な影響を受け、特にフェリー事業において、感染症拡大や緊急事態宣言の発出の影響から人の流れが抑制され、旅客数が前年度から約60%減少するなど、厳しい状況となっている。

依然として新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立っておらず、先行き不透明な状況が当面続くことが想定される中、この難局を乗り越えるため、人件費の削減を含めた経営改善に取り組み、経営体力の維持・向上に努めている。令和3年度も経営改善を図りながら、各船社、関係機関と一体となり神戸港の活性化を図っていく。

(1) フェリー事業

フェリーの円滑な運航、車両や旅客の安全輸送のため、神戸三宮フェリーターミナルにおける神戸～小豆島～高松航路、神戸～宮崎航路、六甲アイランドフェリーターミナルにおける神戸～大分航路の埠頭管理及び券売、案内業務を行った。

各航路の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の拡大により旅客需要が大幅に減退し、5月の緊急事態宣言の解除、7月のGoToトラベルの実施により一時的に回復基調となったものの、秋以降の感染再拡大や緊急事態宣言の再発出により再度減退したことから、全航路において車両（乗用車・トラック）、総人員ともに前年度から大幅に減少した。

(単位 台, 人)

発着地	航路	船社	便数	乗用車	トラック	総人員
神戸三宮	神戸～小豆島 高松	ジャンボフェリー	4/日	10,267 (50.3%)	38,042 (94.8%)	57,088 (42.6%)
	神戸～宮崎	宮崎カーフェリー	1/日	25,325 (73.5%)	23,404 (84.7%)	28,490 (35.7%)
六甲 アイランド	神戸～大分	フェリーさんふらわあ	1/日	7,116 (55.4%)	33,852 (94.1%)	37,124 (42.1%)

(注1) ()内は対前年度比率。

(注2) いずれも神戸発便のみの実績。

(2) 駐車場等事業

ポートアイランド中埠頭駐車場、青木北駐車場、ポートアイランドシャーシプール、六甲アイ

ランドシャーシプール、摩耶埠頭シャーシプールの管理運営等を行ったほか、コイン洗車場等を運営した。

駐車場事業については、青木北駐車場において、平成30年の高潮被害により減少した契約数が回復したほか、中埠頭駐車場の契約数も増加した。シャーシプールについては、近年の神戸港の港勢から、いずれも満車状態が続いている。

コイン洗車場については、リピーターの増加等により利用が増加した。

(令和3年3月31日現在)

駐車場名	利用目的	契約可能規模	契約台数
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗用車	187台	182台
青木北駐車場	乗用車	128台	122台
ポートアイランド シャーシプール	シャーシ	20F 30台	20F 30台
		40F 190台	40F 190台
		40F 283台	40F 283台
六甲アイランド シャーシプール	シャーシ	20F 95台	20F 95台
		40F 185台	40F 185台
		40F 255台	40F 255台
摩耶埠頭シャーシプール	シャーシ	40F 90台	40F 90台

(3) 指定管理者事業

神戸三宮フェリーターミナル、ポートターミナルの管理業務を受託し、いずれも順調に業務を遂行した。また、新型コロナウイルス感染症対策として、窓口へのアクリル板パーティションの設置、館内各所の徹底した消毒・清掃等を行った。

- ① 神戸三宮フェリーターミナル管理業務
- ② ポートターミナル管理業務

3 貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	78,259,519	(負 債 の 部)	184,075,644
現 金 預 金	64,906,412	流 動 負 債	105,529,403
売 掛 金	13,338,007	買 掛 金	51,429,201
前 払 費 用	15,100	未 払 法 人 税 等	335,000
固 定 資 産	16,196,034	未 払 消 費 税	18,194,500
有 形 固 定 資 産	8,077,413	前 受 金	14,395,494
建 物	7,021,917	預 り 金	14,236,483
建 物 付 属 設 備	90,294	未 払 費 用	2,732,725
構 築 物	723,570	賞 与 引 当 金	4,206,000
車 両	1	固 定 負 債	78,546,241
什 器 備 品	241,631	長 期 預 り 金	10,000,000
無 形 固 定 資 産	393,981	預 り 保 証 金	18,259,841
電 話 加 入 権	393,981	退 職 給 付 引 当 金	50,286,400
投 資 其 他 の 資 産	7,724,640	(純 資 産 の 部)	▲ 89,620,091
投 資 有 価 証 券	5,807,360	株 主 資 本	▲ 89,620,091
差 入 保 証 金	1,905,000	資 本 金	50,000,000
預 託 金	12,280	利 益 剰 余 金	▲ 139,620,091
		其 他 利 益 剰 余 金	▲ 139,620,091
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 139,620,091
資 産 合 計	94,455,553	負 債 及 び 純 資 産 合 計	94,455,553

4 損益明細書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(1) 収入内訳表

(単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	281,133,818	274,208,273	6,925,545	-
駐車場等事業収入	290,530,890	290,530,890	-	-
指定管理者事業収入	112,925,453	-	112,925,453	-
受 取 利 息 等	187	-	-	187
合 計	684,590,348	564,739,163	119,850,998	187

(2) 支出内訳表

(単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	260,071,049	233,530,878	26,540,171	-
駐車場等事業費	218,125,256	13,497,500	204,627,756	-
指定管理者事業費	103,847,148	14,308,511	89,538,637	-
一 般 管 理 費	115,212,532	68,556,883	45,857,932	797,717
合 計	697,255,985	329,893,772	366,564,496	797,717

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位 円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	281,133,818	260,071,049	21,062,769
駐車場等事業費	290,530,890	218,125,256	72,405,634
指定管理者事業費	112,925,453	103,847,148	9,078,305
一 般 管 理 費	-	115,212,532	▲115,212,532
合 計	684,590,161	697,255,985	▲12,665,824

VI 令和3年度事業計画

1 事業計画の概要

(1) フェリー事業

各船社と協力し、フェリーにおける感染症対策のPR等を行うとともに、コロナ収束後においては、国等の観光需要喚起策を活用しながら、利用客の増加に努めていく。

また、令和4年度に予定されているジャンボフェリー、宮崎カーフェリーの船舶大型化への対応に向け、各船社と調整を行う。

発着地	航路	船社	便数	船隻数	就航年月
神戸三宮	神戸 ~ 小豆島 高松	ジャンボフェリー	4/日	2	S44.11
	神戸 ~ 宮崎	宮崎カーフェリー	1/日	2	H26.10
六甲 アイランド	神戸 ~ 大分	フェリーさんふらわあ	1/日	2	S45.2

(2) 駐車場等事業

駐車場利用者の確保等に努めるとともに、神戸港の物流の円滑化、競争力強化に資するため、新たにポートアイランド2期において、シャープールを開設・運営する。

駐車場名	利用目的	駐車可能台数
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗用車	187台
青木北駐車場	乗用車	136台
ポートアイランド シャープール	シャープール	20F 30台
		40F 190台
		40F 283台
六甲アイランド シャープール	シャープール	20F 95台
		40F 185台
		40F 255台
摩耶埠頭シャープール	シャープール	40F 90台
ポートアイランド2期シャープール	シャープール	40F 273台

(3) 指定管理者事業

施設の管理業務に係る様々な経費の節減を図りながら、効率的な管理運営を行う。

- ① 神戸三宮フェリーターミナル管理業務
- ② ポートターミナル管理業務

2 経営改善の取組状況

(1) これまでの取組状況

- ・平成10年4月の明石海峡大橋開通に伴い、青木埠頭では高松航路の1航路のみを残して船社がほぼ全面撤退することとなった。その抜本的再建対策として、一旦全社員を解雇し、残存航路に見合った適正人員を再雇用して再出発することにした。
その結果、81名のうち17名を再雇用し、フェリー事業縮小に伴う受け皿として関連会社であるポート産業㈱へ34名を移籍させ、残り30名は県・市関係への就職斡旋、自主就職等により会社組織の再編成を行った。
- ・平成11年3月に、本社を青木埠頭から現在の新港フェリーターミナルに移転した。
- ・平成14年度末には付帯事業としての旅行事業を廃止し、社員の再配置をすることにより、フェリー事業部門の強化を図った。
- ・平成17年度以降、指定管理者制度導入への対応、定年退職者の再雇用制度の整備等、時代の変化に対応した取組みを行った。
- ・平成26年度には宮崎航路の新規就航があり、フェリー事業の拡大を推進した。

(2) 令和2年度の取組み

- ・業務全体の適正化・効率化を推進し、出先事務所の閉鎖（本社一元化）に伴う物件費の削減や退職者不補充等による人件費の削減に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい業績を踏まえ、冬季賞与の削減を行った。
- ・駐車場やコイン洗車場の利用者の増加に努め、増収を図った。
- ・ガバナンスの強化として、就業規則等の各種規定の見直しを行うとともに、各職員に服務規律の遵守等徹底を図った。

(3) 令和3年度の取組み

① フェリー事業

- ・新型コロナウイルス感染症により激減した利用客の回復を図るため、各船社と協力し、利用客の増加に努める。
- ・社内研修によりサービスの向上を目指す。

② 駐車場等事業

- ・駐車場やコイン洗車場の利用者の確保に努める。
- ・神戸港の物流の円滑化、競争力強化に資するため、ポートアイランド2期において、シャープールを開設・運営する。

③ 指定管理者事業

- ・受託業務にかかる管理体制の効率化に努める。

④ 業務体制の適正化・効率化

- ・ 本社管理部門を2部制から1部制に改組するなど、業務体制の適正化・効率化を一層推進し、抜本的な経営改善を図っていく。
- ・ 役員報酬，管理職手当の見直し等を行う。

4 予定貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	78,940	(負 債 の 部)	214,805
現 金 預 金	65,625	流 動 負 債	102,227
売 掛 金	13,300	買 掛 金	56,870
前 払 費 用	15	未 払 法 人 税 等	335
		未 払 消 費 税	9,500
固 定 資 産	46,695	前 受 金	14,390
有 形 固 定 資 産	38,577	預 り 金	14,200
建 物	6,494	未 払 費 用	2,720
建 物 付 属 設 備	-	賞 与 引 当 金	4,212
構 築 物	31,893		
車 両	-	固 定 負 債	112,578
什 器 備 品	190	長 期 未 払 金	31,863
無 形 固 定 資 産	394	長 期 預 り 金	10,000
電 話 加 入 権	394	預 り 保 証 金	18,300
投資その他の資産	7,724	退 職 給 付 引 当 金	52,415
投 資 有 価 証 券	5,807		
差 入 保 証 金	1,905	(純 資 産 の 部)	▲ 89,170
預 託 金	12	株 主 資 本	▲ 89,170
		資 本 金	50,000
		利 益 剰 余 金	▲ 139,170
		そ の 他 利 益 剰 余 金	▲ 139,170
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 139,170
資 産 合 計	125,635	負 債 及 び 純 資 産 合 計	125,635

5 予定損益明細書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

(1) 収入内訳表

(単位 千円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	282,217	275,173	7,044	-
駐車場等事業収入	341,133	341,133	-	-
指定管理者事業収入	114,977	-	114,977	-
合 計	738,327	616,306	122,021	-

(2) 支出内訳表

(単位 千円)

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	260,033	234,370	25,663	-
駐車場等事業費	255,343	9,105	242,047	4,191
指定管理者事業費	105,856	14,310	91,546	-
一般管理費	116,310	69,470	46,771	69
合 計	737,542	327,255	406,027	4,260

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位 千円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	282,217	260,033	22,184
駐車場等事業費	341,133	255,343	85,790
指定管理者事業費	114,977	105,856	9,121
一般管理費	-	116,310	▲116,310
合 計	738,327	737,542	785

Ⅶ 主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）

項 目		30年度	元年度		2年度		備考	
		実績	実績	前年比	実績	前年比		
フェリー事業	乗用車	高 松	25,393 台	20,409 台	80.4%	10,267 台	50.3%	神戸発便 の実績
		(内)小豆島	(15,160 台)	(12,911 台)	(85.2%)	(6,404 台)	(49.6%)	
		大 分	11,947 台	12,837 台	107.4%	7,116 台	55.4%	
		宮 崎	35,332 台	34,462 台	97.5%	25,325 台	73.5%	
	計	72,672 台	67,708 台	93.2%	42,708 台	63.1%		
	トラック	高 松	43,714 台	40,123 台	91.8%	38,042 台	94.8%	
		(内)小豆島	(1,130 台)	(1,036 台)	(91.7%)	(1,236 台)	(119.3%)	
		大 分	32,629 台	35,990 台	110.3%	33,852 台	94.1%	
		宮 崎	29,334 台	27,623 台	94.2%	23,404 台	84.7%	
	計	105,677 台	103,736 台	98.2%	95,298 台	91.9%		
	総人員	高 松	151,266 人	133,953 人	88.6%	57,088 人	42.6%	
		(内)小豆島	(69,161 人)	(64,259 人)	(92.9%)	(27,015 人)	(42.0%)	
大 分		84,320 人	88,242 人	104.7%	37,124 人	42.1%		
宮 崎		82,133 人	79,901 人	97.3%	28,490 人	35.7%		
計	317,719 人	302,096 人	95.1%	122,702 人	40.6%			
駐車場事業	ポートアイランド 中埠頭駐車場		171 台	172 台	100.6%	182 台	105.8%	年度末の 契約数
	青木北駐車場		106 台	110 台	103.8%	122 台	110.9%	
	ポートアイランド シャープール	20 F	30 台	30 台	100.0%	30 台	100.0%	
		40 F	190 台	190 台	100.0%	190 台	100.0%	
		40 F	283 台	283 台	100.0%	283 台	100.0%	
	六甲アイランド シャープール	20 F	95 台	95 台	100.0%	95 台	100.0%	
		40 F	185 台	185 台	100.0%	185 台	100.0%	
		40 F	255 台	255 台	100.0%	255 台	100.0%	
	摩耶埠頭 シャープール	40 F	78 台	90 台	115.4%	90 台	100.0%	
	計		1,393 台	1,410 台	101.2%	1,432 台	101.6%	

(注) 摩耶埠頭シャープールについては、平成30年10月からの契約である。

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	元 → 2増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	▲ 6,713	▲ 35,045	▲ 12,666	22,379
	営業収益	673,497	699,473	684,590	▲ 14,883
	営業費用	680,210	734,518	697,256	▲ 37,262
	うち販売費及び一般管理費	344,969	385,020	366,565	▲ 18,455
	うち人件費	334,960	348,681	329,894	▲ 18,787
	うち減価償却費	281	818	797	▲ 21
	営業外利益	0	2,262	0	▲ 2,262
	営業外収益	0	2,262	0	▲ 2,262
	営業外費用	0	0	0	0
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	▲ 6,713	▲ 32,783	▲ 12,666	20,117
	特別利益	0	0	0	0
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	4,949	0	0	0
	法人税等	335	335	335	0
当期純利益	▲ 11,997	▲ 33,118	▲ 13,001	20,117	
前期繰越利益剰余金	▲ 81,504	▲ 93,501	▲ 126,619	▲ 33,118	
繰越利益剰余金	▲ 93,501	▲ 126,619	▲ 139,620	▲ 13,001	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	125,946	115,547	94,456	▲ 21,091
	流動資産	108,128	98,553	78,260	▲ 20,293
	固定資産	17,818	16,994	16,196	▲ 798
	うち建物	8,081	7,551	7,022	▲ 529
	負債合計	169,447	192,166	184,076	▲ 8,090
	流動負債	100,145	115,313	105,529	▲ 9,784
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	69,302	76,853	78,547	1,694
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	▲ 43,501	▲ 76,619	▲ 89,620	▲ 13,001
	株主資本	▲ 43,501	▲ 76,619	▲ 89,620	▲ 13,001
資本金	50,000	50,000	50,000	0	
資本剰余金	0	0	0	0	
利益剰余金	▲ 93,501	▲ 126,619	▲ 139,620	▲ 13,001	
評価換算差額等	0	0	0	0	